

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村ボランティアセンター設置運営規程

(目的)

第1条 この規程は、地域で生活している人々が中心となり、各種の地域福祉活動や主体的な参加をおし、ボランティアを身近に感じてもらうことで、住民の福祉意識向上に努め、福祉ニーズの解決が図られるよう地域支援体制の整備と協働の輪を広げていくことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(名称及び事務所)

第3条 ボランティアセンターの名称は、昭和村ボランティアセンター（以下「センター」という。）と称し、事務所を本会内に置く。

(事務局及び職員)

第4条 センターの事務局は、本会事務局をもってあてるものとし、センターの運営にかかわる職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 所長 1名（兼務可）

所長は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、センターの職員に業務上必要な指揮命令を行う。

(2) ボランティアコーディネーター 若干名（兼務可）

ボランティアコーディネーターは、第5条の事業及び必要な事務を行う。

(事業内容)

第5条 第1条の目的を達成するため、センターは次に上げる事業を実施する。

- (1) ボランティア活動に関する広報、啓発
- (2) ボランティア活動に関する育成、研修
- (3) ボランティア活動に関する相談、援助
- (4) ボランティア活動に関する情報資料の収集、提供
- (5) ボランティア活動に関する登録、紹介、連絡調整
- (6) ボランティア活動推進のための機器、場の整備及び提供
- (7) ボランティア活動の紹介、事務
- (8) 福祉教育の推進
- (9) 善意銀行の運営
- (10) 緊急時、災害時のボランティア活動
- (11) その他、目的達成に必要な事業

2 前項の事業を実施するために必要な基準は別に定める。

(運営費)

第6条 センターの運営にかかる経費は村の補助金、善意の受託及びその他をもって充てる。

(開所日及び開所時間)

第7条 センターの開所日及び開所時間は次のとおりとする。

(1) 開所日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く。

(2) 開所時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、本会会長が特に必要があると認めるときは、開所日及び開所時間を変更することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日より施行する。